

岩手県告示第 1061 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目 21 番 15 号	岩手県高齢協 盛岡地域福祉事業所 ゆたんぼ	岩手高齢協 訪問介護事業所 ゆたんぼ	盛岡市加賀野二丁目 8 番 24 号	盛岡市茶畑二丁目 21 番 15 号	平成 18 年 7 月 25 日